



三重県公報

令和7年1月28日（火）

第 586 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
38	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
39	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
40	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	2
41	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	3
42	生活保護法の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	3
43	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	3
44	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	3
45	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	4
46	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
47	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	4
48	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	5
49	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定	(同)	5
50	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障 が い 福 祉 課)	5
51	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	6
52	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	6
53	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	6
54	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	7
55	同件	(同)	7
56	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	7
57	同件	(同)	8
58	同件	(同)	8
59	同件	(同)	9
60	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更	(水産資源管理課)	9
	公 告		
	土地改良区役員の退任の届出	(農 地 調 整 課)	10
	公共測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	10
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	10

告 示

三重県告示第 38 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 7 年 1 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
津 痛みのクリニック	津市久居明神町 2070-2	令和 7 年 1 月 1 日
ますだクリニック	津市河芸町東千里 259 番地 1	令和 6 年 12 月 1 日
津松阪ホームクリニック	松阪市嬉野中川新町 2 丁目 71 パークサイド M	令和 7 年 1 月 1 日
呂小児科	名張市平尾 3125-22	令和 7 年 1 月 1 日
医療法人 SUNRISE あさひクリニック	三重郡朝日町向陽台 2 丁目 16 番地 2	令和 6 年 12 月 1 日
アイリス明和アイクリニック	多気郡明和町中村 1223 番地 イオンモール明和 1 階	令和 7 年 1 月 1 日
小林歯科医院	津市藤方 1592-5	令和 6 年 12 月 1 日
スギヤマ調剤薬局ときわ店	四日市市城西町 15-39	令和 6 年 12 月 1 日
エンゼル薬局 西条店	鈴鹿市飯野寺家町 817 番地 1	令和 6 年 12 月 1 日
くろだ薬局	尾鷲市上野町 753-35	令和 6 年 12 月 1 日
このき薬局	尾鷲市九鬼町 1080 番地 1	令和 6 年 12 月 1 日
セイムス熊野有馬薬局	熊野市有馬町松原 5009	令和 7 年 1 月 1 日
さなぐ調剤薬局	伊賀市佐那具町 963 番 4	令和 7 年 1 月 1 日
訪問看護ステーション悠ライフ津新町	津市新町 2 丁目 5 番 31 号	令和 6 年 12 月 1 日

三重県告示第 39 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 7 年 1 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
やばせクリニック	鈴鹿市神戸 3 丁目 17-30	名称：村瀬病院附属クリニック	令和 6 年 12 月 23 日
志宝薬局	松阪市獵師町字高洲 72	名称：みよの台薬局 獵師町店	令和 6 年 12 月 1 日
ハピナス訪問看護ステーション	四日市市ときわ 5 丁目 4-50	所在地：四日市市日永西 3 丁目 11-21 コスモンティ日永 5B	令和 6 年 6 月 1 日
ハローケア訪問看護ステーション緑ヶ丘	伊賀市緑ヶ丘本町 1606	所在地：伊賀市上野桑町 1777 番地 1F	令和 6 年 11 月 1 日

三重県告示第 40 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 1 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ますだ内科・小児科・呼吸器内科クリニック	津市河芸町東千里 259-1	令和 6 年 11 月 30 日
あさひクリニック	三重郡朝日町向陽台 2 丁目 16 番地 2	令和 6 年 11 月 30 日

医療法人メディカルユウ 明和アイクリニック	多気郡明和町大字中村 1271-1	令和 6 年 12 月 8 日
西川整形外科	度会郡度会町大野木 2791 番地 10	令和 6 年 11 月 30 日
小林歯科医院	津市大字藤方 1592-5	令和 6 年 11 月 30 日
林歯科医院	津市久居相川町 2089-5	令和 6 年 12 月 2 日
スギヤマ薬局ときわ店	四日市市城西町 15-38	令和 6 年 11 月 30 日
明倫堂鈴鹿薬局	鈴鹿市飯野寺家町 817-1	令和 6 年 11 月 30 日
くろだ薬局	尾鷲市上野町 753-35	令和 6 年 11 月 30 日
ここのき薬局	尾鷲市九鬼町 1080 番地 1	令和 6 年 11 月 30 日

三重県告示第 41 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 7 年 1 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
林耳鼻いんこう科クリニック	津市大門 10 番 6 号	令和 6 年 11 月 25 日
二見浦内科 アレルギー科・皮膚科・小児科	伊勢市二見町茶屋 147	令和 6 年 11 月 1 日

三重県告示第 42 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和 7 年 1 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
医療法人真生会真弓歯科クリニック	津市東丸之内 23 番 19 号	令和 7 年 1 月 1 日
田中歯科	津市大門 15 番 16 号	令和 7 年 1 月 15 日

三重県告示第 43 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 7 年 1 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
森本 和也	なごみ接骨院	三重郡川越町豊田 270-8	令和 6 年 12 月 20 日
山下 純平	からだ元気治療院 伊勢店	伊勢市一之木 4 丁目 11-31 フジハイツ 101	令和 6 年 12 月 25 日
下平 啓介	からだ元気治療院 伊勢店	伊勢市一之木 4 丁目 11-31 フジハイツ 101	令和 6 年 12 月 25 日

三重県告示第 44 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 7 年 1 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
津 痛みのクリニック	津市久居明神町 2070-2	令和 7 年 1 月 1 日
ますだクリニック	津市河芸町東千里 259 番地 1	令和 6 年 12 月 1 日
津松阪ホームクリニック	松阪市嬉野中川新町 2 丁目 71 パ	令和 7 年 1 月 1 日

	ークサイド M	
呂小児科	名張市平尾 3125-22	令和7年1月1日
医療法人 SUNRISE あさひクリニック	三重郡朝日町向陽台2丁目16番地2	令和6年12月1日
アイリス明和アイクリニック	多気郡明和町中村 1223 番地 イオンモール明和1階	令和7年1月1日
小林歯科医院	津市藤方 1592-5	令和6年12月1日
スギヤマ調剤薬局ときわ店	四日市市城西町 15-39	令和6年12月1日
エンゼル薬局 西条店	鈴鹿市飯野寺家町 817 番地 1	令和6年12月1日
くろだ薬局	尾鷲市上野町 753-35	令和6年12月1日
このき薬局	尾鷲市九鬼町 1080 番地 1	令和6年12月1日
セイムス熊野有馬薬局	熊野市有馬町松原 5009	令和7年1月1日
さなぐ調剤薬局	伊賀市佐那具町 963 番 4	令和7年1月1日
訪問看護ステーション悠ライフ津新町	津市新町2丁目5番31号	令和6年12月1日

三重県告示第 45 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和7年1月28日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
やばせクリニック	鈴鹿市神戸3丁目17-30	名称: 村瀬病院附属クリニック	令和6年12月23日
志宝薬局	松阪市獺師町字高洲 72	名称: みよの台薬局 獺師町店	令和6年12月1日
ハピナス訪問看護ステーション	四日市市ときわ5丁目4-50	所在地: 四日市市日永西3丁目11-21 コスモシティ日永5B	令和6年6月1日
ハローケア訪問看護ステーション緑ヶ丘	伊賀市緑ヶ丘本町 1606	所在地: 伊賀市上野桑町 1777 番地 1F	令和6年11月1日

三重県告示第 46 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和7年1月28日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ますだ内科・小児科・呼吸器内科クリニック	津市河芸町東千里 259-1	令和6年11月30日
あさひクリニック	三重郡朝日町向陽台2丁目16番地2	令和6年11月30日
医療法人メディカルユー 明和アイクリニック	多気郡明和町大字中村 1271-1	令和6年12月8日
西川整形外科	度会郡度会町大野木 2791 番地 10	令和6年11月30日
小林歯科医院	津市大字藤方 1592-5	令和6年11月30日
林歯科医院	津市久居相川町 2089-5	令和6年12月2日
スギヤマ薬局ときわ店	四日市市城西町 15-38	令和6年11月30日
明倫堂鈴鹿薬局	鈴鹿市飯野寺家町 817-1	令和6年11月30日
くろだ薬局	尾鷲市上野町 753-35	令和6年11月30日
このき薬局	尾鷲市九鬼町 1080 番地 1	令和6年11月30日

三重県告示第 47 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和7年1月28日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
林耳鼻いんこう科クリニック	津市大門10番6号	令和6年11月25日
二見浦内科 アレルギー科・皮膚科・小児科	伊勢市二見町茶屋147	令和6年11月1日

三重県告示第48号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和7年1月28日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
医療法人真生会真弓歯科クリニック	津市東丸之内23番19号	令和7年1月1日
田中歯科	津市大門15番16号	令和7年1月15日

三重県告示第49号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和7年1月28日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
森本 和也	なごみ接骨院	三重郡川越町豊田270-8	令和6年12月20日
山下 純平	からだ元気治療院 伊勢店	伊勢市一之木4丁目11-31 フジハイツ101	令和6年12月25日
下平 啓介	からだ元気治療院 伊勢店	伊勢市一之木4丁目11-31 フジハイツ101	令和6年12月25日

三重県告示第50号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和7年1月28日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
2450100421	一般社団法人ゆずり葉	三重県桑名市大字和泉248番地1	かじの木	桑名市大字和泉246番地1	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和7年1月1日
2450201062	株式会社フリーノート	三重県四日市市楠町北五味塚77-1	K i d d y 四日市あかつき	四日市市あかつき台5丁目18番地7	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和7年1月1日
2450201070	サムドゥ合同会社	愛知県名古屋市南区岩戸町12番6号ANGELVILLEA703号	こぼんはうすさくら四日市富田教室	四日市市富田2丁目13-1-1	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和7年1月1日
2450501206	社会福祉法人安濃津福祉会	三重県津市一身田大古曽1453番地3	望 あゆみ野大古曽	津市一身田大古曽974-3	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和7年1月1日
2450700584	有限会社TMクラ	三重県松阪市宮町字	児童発達支援・	松阪市若葉町	児童発達支	令和7年

	ウン	堂ノ後 150 番地の 6	放課後等デイサービス ヒトツナ松阪教室	341-8	援、放課後等デイサービス	1 月 1 日
2452700186	合同会社 I n c l u s i o n	三重県多気郡明和町大字斎宮 2870 番地 5	児 童 発 達 支 援・放課後等デイサービス S P I C A	多気郡明和町竹川 33 番地 6	児 童 発 達 支 援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	令 和 7 年 1 月 1 日

三重県告示第 51 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 19 第 2 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 1 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
2450500943	特定非営利活動法人安濃津福祉会	三重県津市夢が丘一丁目 6 番地 2	望 あゆみ野大古曽	津市一身田大古曽 974-3	児 童 発 達 支 援、放課後等デイサービス	令 和 6 年 12 月 31 日
2451300152	一般社団法人楽縁	三重県名張市桔梗が丘二番町三街区 27 番地	はび・ふれ	名張市桔梗が丘一番町六街区 84 番地 1	放課後等デイサービス	令 和 6 年 12 月 31 日

三重県告示第 52 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 7 年 1 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2410202598	株式会社フレアス	山梨県中巨摩郡昭和町西条 1514 番地	フレアスヘルパーステーション四日市あさけ	四日市市大矢知町 1007-2 グリーンハイツ 201 号室	居宅介護、重度訪問介護	令 和 7 年 1 月 1 日
2410701474	株式会社ディアマン松阪	三重県松阪市春日町一丁目 149 番地	行動援護びーす	松 阪 市 東 町 59-6	行動援護	令 和 7 年 1 月 1 日
2410503664	社会福祉法人安濃津福祉会	三重県津市一身田大古曽 1453 番地 3	望 あゆみ野大古曽	津市一身田大古曽 974-3	生活介護	令 和 7 年 1 月 1 日
2411300813	株式会社 ONE	三重県名張市鴻之台二番町 114 番地 2	ワークショップ ステップアップ	名 張 市 元 町 376	就労継続支援 B 型	令 和 7 年 1 月 1 日
2410202606	萩原工業株式会社	三重県四日市市広永町字蓮池 31 番 1	C r e a t o r ' s R o o m 四日市	四日市市馳出町 1 丁目 7-2	就労継続支援 B 型	令 和 7 年 1 月 1 日
2411400381	特定非営利活動法人 ONE	三重県桑名市大字星川 1012 番地	多機能型事業所スタート	いなべ市北勢町麻生田 3480 番地 1	就労定着支援	令 和 7 年 1 月 1 日

三重県告示第 53 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 1 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる	事業所の名称	事業所の	障害福祉サー	廃止
-------	--------	---------	--------	------	--------	----

		事 務 所 の 所 在 地		所 在 地	ビ ス の 種 類	年 月 日
2413110079	株 式 会 社 ハ ー ト・ハート	三重県南牟婁郡紀宝 町井田 2417 番地 24	株式会社ハー ト・ハート紀宝 24 時間介護サ ービス	南牟婁郡紀宝 町井田 2417 番 地 24	居宅介護、重 度訪問介護	令 和 6 年 12 月 31 日
2410702134	株式会社ディア マン松阪	三重県松阪市春日町 一丁目 149 番地	行動援護びい ーす	松 阪 市 東 町 59-6	行動援護	令 和 6 年 12 月 31 日
2410503052	特定非営利活動 法人安濃津福祉 会	三重県津市夢が丘一 丁目 6 番地 2	望 あゆみ野 大古曽	津市一身田大 古曽 974-3	生活介護	令 和 6 年 12 月 31 日
2410701755	特定非営利活動 法人ホワイトラ イフ	三重県津市木造町 941 番地	就労移行支援 お仕事コーデ みち	松阪市肥留町 212-1	就労移行支援	令 和 7 年 1 月 1 日

三重県告示第 54 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 7 年 1 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

令和 4 年 3 月 15 日 第 77 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
丹羽商事株式会社	代表取締役 丹羽 通	三重県伊勢市中島二丁目 4 番 13 号

3 変更内容

農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
村林 厚哉	飼料用もみ、飼料用玄米	K242024659
上村 祐一	飼料用もみ、飼料用玄米	K242024660

三重県告示第 55 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 7 年 1 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

令和 5 年 8 月 8 日 第 82 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社高瀬農園	代表取締役 永井 勝也	三重県松阪市小野江町 1133 番地

3 変更内容

農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
永井 勝也	玄米	K242024658

三重県告示第 56 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 7 年 1 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 57 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 7 年 1 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 58 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 7 年 1 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、津市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

津市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 59 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 7 年 1 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、松阪市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 60 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量（令和 6 年三重県告示第 284 号）を以下のとおり変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表します。

令和 7 年 1 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前																				
第2 くろまぐろ（小型魚） 1 都道府県別漁獲可能量 <u>53.0 トン</u> 2 三重県の知事管理漁獲可能量 <table border="1"> <tr> <th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業</td><td><u>17.7 トン</u></td></tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業</td><td><u>11.5 トン</u></td></tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業</td><td>4.5 トン</td></tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業</td><td><u>18.5 トン</u></td></tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	<u>17.7 トン</u>	三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	<u>11.5 トン</u>	三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	4.5 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	<u>18.5 トン</u>	第2 くろまぐろ（小型魚） 1 都道府県別漁獲可能量 <u>45.9 トン</u> 2 三重県の知事管理漁獲可能量 <table border="1"> <tr> <th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業</td><td><u>12.7 トン</u></td></tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業</td><td><u>10.5 トン</u></td></tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業</td><td>4.5 トン</td></tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業</td><td><u>13.5 トン</u></td></tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	<u>12.7 トン</u>	三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	<u>10.5 トン</u>	三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	4.5 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	<u>13.5 トン</u>
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	<u>17.7 トン</u>																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	<u>11.5 トン</u>																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	4.5 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	<u>18.5 トン</u>																				
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	<u>12.7 トン</u>																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	<u>10.5 トン</u>																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	4.5 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	<u>13.5 トン</u>																				

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和7年1月28日

三重県知事 一 見 勝 之

町屋川沿岸土地改良区（桑名市大字大貝須34番地）

退任理事

三重郡朝日町大字縄生1983番地2

渡 邊 仁

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和7年1月14日に終了した旨、三重県伊賀農林事務所長から通知がありました。

令和7年1月28日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業地域
伊賀市玉瀧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和7年1月28日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和7年 1月16日	いなべ市員弁町東一色字天皇629-2ほか1筆	員弁郡東員町大字山田2572-1 L A S Q A partment 101 二井 健太
令和7年 1月17日	伊勢市小俣町明野307-1	伊勢市東大淀町3709 有限会社大橋淡水魚養殖場 代表取締役 大橋 清

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
